

「セレマ」冠婚葬祭積み立て 解約手数料は不当

京都地裁判決

冠婚葬祭の料金を積み立てる契約を解約すると高額

な手数料を取られるのは消費者契約法違反だとして、NPO法人京都消費者契約ネットワーク(京都市)が、

冠婚葬祭会社セレマ(同)に手数料条項の破棄を求めた消費者団体訴訟の判決が

13日、京都地裁であつた。

瀧華聰之裁判長は「手数料の根拠が明確でない」とし

てセレマに条項破棄を命じ

る契約を解約すると高額

な手数料を取られるのは消

費者契約法違反だとして、

NPO法人京都消費者契約

ネットワーク(京都市)が、

冠婚葬祭会社セレマ(同)

に手数料条項の破棄を求める契約を設けており、解約

時には棺の準備費などの損

害が発生するとして1割以

上の手数料を取り、支払い

回数が少なければ全額を徵

収している。判決は、解約

されても使い回せる棺の代

金などは損害に含まれない

と判断した。

手数料の基準を決めてい

るのは業界団体「全日本冠婚葬祭互助協会」で、会員企

業は244社あり、ほとん

どが基準を参考に手数料を

持つ企業はこの判決で見直

しを迫られる」と話した。

セレマは「手数料は業界

団体の基準に基づいたもの

で適正だ。対応を検討した

い」としている。(村上晃一)